

## 奈良市次期総合計画策定基礎調査に係る事業者選定委員会設置要領

### (設置目的)

第1条 奈良市次期総合計画策定基礎調査業務の委託事業者(以下「事業者」という)を選定するに当たり、透明性・公平性を確保するため、奈良市次期総合計画策定基礎調査に係る事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

事業者の企画提案の審査に関すること。

事業者の選定に関すること。

その他前条の目的を達成するために必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員6名以内で組織する。

2 委員は、次の者をもって充てる。

学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する者

政策監(まちづくり担当)

政策監(行財政改革担当)

企画部長

総務部長

3 委員会に委員長を置き、企画部長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の庶務は、企画政策課において処理する。

### (その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要領は、平成20年9月4日から施行し、当該業務の契約が締結された日の翌日にその効力を失う。